

## 町内中小法人、個人事業主の皆様へ

### 住田町中小企業エネルギーコスト節減対策費補助金の申請受付について

町では、原油価格及び物価の高騰の影響を受ける町内中小企業者に対し、将来的な企業体質強化を図ることを目的として、エネルギーコストの節減に資する設備への更新に要した費用に対する補助金を交付しています。

#### 【対象者】以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります

- 令和5年1月1日以前に開業している、次のいずれかに該当する者であること。
  - 資本金の額又は出資の総額が10億円未満（資本金の額又は出資の相談が定められていない場合は、常時雇用する従業員の数が2,000人以下）である町内に事業所を有する法人（組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く）及び個人事業者。
  - 町内に事業所を有する組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はアに該当する法人。
- 令和4年以前から事業収入を得ており、補助金の受領後も町内で事業を継続する意思があること。
- 過去に同事業の交付を受けていないこと。
- その他町長が掲げた要件を満たす者であること。

#### 【補助対象事業】

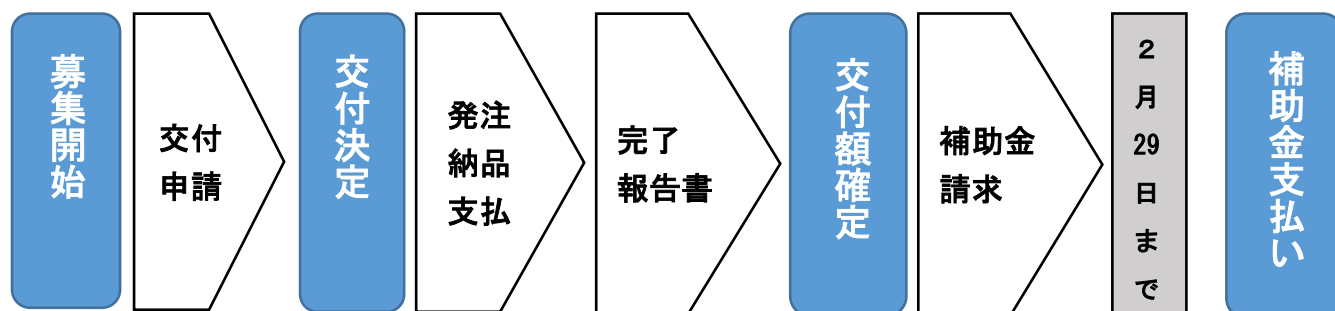
次のとおりとし、専ら補助対象事業者の事業用のみに使用する設備で、かつ、町内に所在する事業者への更新を目的として導入する設備、期間内におけるメーカー販売製品（詳細は裏面の表を参照）。

- LED照明機器
- エアコンディショナー
- 厨房機器等

#### 【補助率】

1事業者あたり 上限100万円（補助対象経費の総額3分の2以内）

#### 【全体スケジュール】 申請先は役場農政課となります



令和6年2月29日（木）までに工事完了・補助金請求ができない場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

## 対象設備

種別	基準
LED照明機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の照明器具を更新するもの。ただし、照明器具のみの交換等、工事施工費用を伴わない場合は対象外とする。</li> <li>・固有エネルギー消費効率が 85 ルーメン/ワット以上であり、LEDモジュール寿命が 40,000 時間以上あること。</li> </ul>
エアコンディショナー (固定式の高効率空調設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設備を更新するもの。</li> <li>・省エネ基準（トップランナー基準）を達成するもの（※1）、又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、5%以上の省エネ改善効果が確認できるもの。</li> </ul>
厨房機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務用冷蔵庫等（冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、チェストフリーザー、ストッカー、プレハブ冷蔵庫・冷凍庫）</li> <li>・既存設備を更新するもの。</li> <li>・省エネ基準（トップランナー基準）を達成するもの（※1）、又は、メーカーが発行するカタログ等で消費電力が既存設備と比較し、5%以上の省エネ改善効果が確認できるもの。</li> <li>○業務用暖房機器</li> <li>・既存設備を更新するもの。</li> <li>・既存の高効率ではない業務用厨房機器を高効率業務用厨房機器（※2）へ更新するもの。</li> </ul>
その他	その他事業の用に供する設備でエネルギーコストの節減に資するもの。

※1 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた令和5年1月1日時点で有効の省エネ性能の目標基準の達成率100%以上を達成するもの

※2 内炎式バーナー又は火炎角度を内向きにした低放射バーナーを搭載したもの、又は低放射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。）、又は電磁誘導加熱方式によるもの

### 【申請に関する注意事項】 こちらも必ずご確認ください

- ・未記入の申請書をお持ちいただいた場合や、不足書類があった場合は受付いたしかねます。
- ・交付決定前に契約、発注、購入等が完了している場合は補助金対象外となりますのでご注意ください。このほかにも対象外となる場合がありますので、必要に応じて事前にご相談ください。
- ・対象要件に関わらず、「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」事業者、政治団体、宗教団体、暴力団・暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者は本補助金の対象外となります。
- ・交付決定の日から起算して1年以内にその営業を休止、廃止、移転、売却、譲渡等をしたときなど、補助金を返還していただくことがあります。
- ・その他事業内容に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

町農政課 商工観光係 46-3861 内線（236、237）